改 正 案 íΓ 目炊 (現行のとおり) 目炊 (略) 第一条から第四条の十二まで (現行のとおり) 第一条から第四条の十二まで (略) (その他削減量) (その他削減量) 第四条の十三 (関行のとおり) 独 司 然 の 十 川 (容) | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行 規則 (平成二十四年経済産業省令第四十六号) 附則第九条の規定に 措置法施行規則 (平成二十四年経済産業省令第四十六号) 附則第九 よりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の規定によ 条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附訓第八条 る廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別 の規定による廃止前の電気事業者による称エネルギー等の利用に 措置法施行規則(平式十四年経済産業省合第百十九号。以下「なお 関する特別措置失施行規則(平式十四年経済産業省令第百十九号。 効力を有する旧特別措置法施行規則」という。)第一条第二項に規 以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。)第一条 定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等について知事が別 第二頃に規定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等につい に定める発電によるものに限る。)を前条第三頃の方法により特定 て知事が別に定める発電によるものに限る。)を前条第三頃の方法 温室効果ガス俳出量の削減量に険算した量 により特定温室効果ガス排出量の削減量に険算した量

二及び三 (現行のとおり)

第四条の十三の二 (関行のとなり)

(義務充当の失効)

第四条の十四 (現行のとおり) (関行のとおり)

ア 再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法(平式 二十三年法律第百八号) 附訓第四 条の規定によりなお効力を有する ものとされた同法附則第三条の規 定による廃止前の電気事業者によ る新エネルギー等の利用に関する 特別措置法(平成十四年法律第六 十二号) 第六条の規定による庭園 二及び三 (略)

(義務充当の失効)

第四条の十旦 (路) (容)

電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別情 置法 (平式二十三年法律第百八号) <u> 附乳第十二条</u>の規定によりなお効 力を有するものとされた同法所則 第十一条の規定による廃止前の電 気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法(平成十 四年法律第六十二号)第六条の規

	措置利用量の減少
	イ及びウ (現行のとおり)
二 (現行のとおり)	(現行のとおり)

2 (既行のとおり)

第四条の十五から第四条の二十一の七の二まで (現行のとおり)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (現行のとおり)

- 2 (関行の とおり)
- 3 (現行のとおり)
- 合を除く。)
 気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てる場電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電されたことを証する書類(当該その他削減量を再生可能エネルギー設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録が効力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開こ その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの なお

三及び四 (現行のとおり)

4及びら (現行のとおり)

第四条の二十一の九から第四条の二十三まで (現行のとおり)

(統括管理を等の選任)

第四条の二十四 (現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)
- 3 (現行のとおり)
- 一 (現行のとおり)

ア及びイ(現行のとおり)

		定による経過措置利用量の減少
		イ及びウ (略)
11	(盤)	(盤)

23 (器)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の人 (路)

22 (容)

8 (容)

(器)

に充てる場合を除く。) 規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第一項にされたことを証する書類(当該その他削減量を電気事業者による再設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録が効力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開ニ その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの なお

三及び四 (略)

4及びら (略)

第四条の二十一の九から第四条の二十三まで (略)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (略)

い (器)

က (控)

(盤)

ア及びイ (略)

けている者という。) 第五十五条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」ウ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等

エ及び才 (現行のとおり)

二及び三 (現行のとおり)

第四条の二十五から第十三条の五の二まで (現行のとおり)

(特定家庭用機器)

に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百五十条第一項第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家

げるものとする。

一から三まで(現行のとおり)

(省エネルギー性能等の表示)

第十三条の七 (現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)
 - 一 (現行のとおり)
- 消費効率」という。) 業大臣が定める測定方法によって得られた数値(以下「エネルギー」(省エネ法第百四十九条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産
- 率で表したもの業人日が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分三、省エネ法第百四十九条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産
- 業大至が定める年度四 省エネ法第百四十九条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産

玉から八まで (現行のとおり)

第十四条から第十六条の三まで(現行のとおり)

ネルギー管理士免状の交付を受けている者第四十九号。以下「省エネ法」という。) 第五十一条第一項のエウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律

エ及び才 (略)

11及び三 (略)

迷回条の二十五から第十三条の五の二まで (略)

(特定家庭用機器)

るものとする。に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げに規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げ庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百四十六条第一項第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家

一から三まで (略)

(省エネルギー性能等の表示)

雅十川条の七 (路)

23 (器)

(盤)

- 消費効率」という。) 業大臣が定める測定方法によって得られた数値(以下「エネルギー」(省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産
- 率で表したもの業人日が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分三、省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産
- 業大臣が定める年度四 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産

五から人まで (略)

第十四条から第十六条の三まで (略)

(赕費性能)

第十六条の四 (現行のとおり)

器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められてい料とする自動車(省エネ法第百五十一条第一号に規定する特定機一種発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃

るものに限る。) 当該エネルギー消費効率の値

いるものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められて燃料とする自動車(省エネ法第百五十一条第一号に規定する特定11 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを

第十七条から第八十三条まで(現行のとおり)算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

別表第一から別表第九まで (現行のとおり)

別表第十 公害防止管理者の資格要件 (第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	での回まで
東京都二種公害防止管理者	(現行のとおり)

(紫黄性能)

第十六条の回 (略)

るものに限る。) 当該エネルギー消費効率の値器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められてい料とする自動車(省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定機一 揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃

いるものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められて燃料とする自動車(省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを

算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第九まで (略)

別記第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)

区公	資格敗午
東京都一種公害防止管理者	1 から四まで (略) (十三) 及び(十四) (略) 理士免状を有する者 第一項に定めるエネルギー管 合理化等に関する法律第九条 (十二)
東京都二種公害防止管理者	(智)